

# 東京都水道局給水装置工事電子申請機能及び 東京都水道局水道管管理図電子閲覧機能利用規約

## （目的）

第1条 この利用規約は、東京都水道局が提供する東京都水道局給水装置工事電子申請機能及び東京都水道局水道管管理図電子閲覧機能（以下「電子申請サービス」という。）を指定給水装置工事事業者（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項を定めるものです。

## （利用規約の同意）

第2条 電子申請サービスを利用するためには、本規約に同意いただくことが必要です。電子申請サービスを利用される前に、必ず本規約を十分にお読みください。  
利用者は、電子申請サービスを利用した場合は、本規約に同意したものとみなします。

## （利用者の責任）

第3条 利用者は、電子申請サービスを利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備するものとします。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続は、利用者が自己の責任と費用において行うものとします。  
2 利用者は、電子申請サービスの利用に当たり、自己の使用に係る機器について、ウィルス感染防止等必要なセキュリティ対策に努めるものとします。

## （禁止事項）

第4条 電子申請サービスの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。これらの禁止事項に違反し、第三者又は東京都に対し損害を与えた場合、その責めを問われる場合があります。  
（1）自身を偽り、又は他人を装って不正に電子申請サービスにアクセスすること。  
（2）電子申請サービスの管理及び運営を故意に妨害し、又はウィルス等により電子申請サービスのシステムを破壊すること。  
（3）故意又は過失を問わず、電子申請サービスに対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること。  
（4）他の利用者のログインID（利用者を識別するため、利用者ごとに振られる符号をいいます。以下同じ。）を不正に入手し、使用すること。  
（5）電子申請サービスの全部又は一部を第三者に頒布、転載、送信その他の方法で提供すること。  
（6）電子申請サービスに改変を加え、解析を行うこと。  
（7）電子申請サービスの改変又は解析を試みること。  
（8）電子申請サービスに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去等すること。  
（9）電子申請サービスに含まれる図面等の修正、複製、改ざん、販売等を行うこと。  
（10）電子申請サービスの画像、文字等について、東京都水道局に無断で他のホームページ、印刷物等に転載すること。  
（11）電子申請サービスを本来の目的以外で利用すること。  
（12）その他法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為

## （違反行為等に対する防御措置）

第5条 東京都水道局は、本規約に定める禁止事項のいずれかに該当する行為が明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者の電子申請サービス利用停止等必要な措置を講ずることができるものとします。

## （利用時間）

第6条 電子申請サービスの利用時間は、午前7時から24時（年始年末・メンテナンス時間を除く）とします。  
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、利用者へ事前の通知を行うことなく、電子申請サービスの利用を停止又は制限できるものとします。

- (1) 電子申請サービスの利用が著しく集中した場合
  - (2) 電子申請サービスに重大な不具合が生じ、緊急にシステムメンテナンスを行う場合
  - (3) その他やむを得ない理由が生じた場合
- 3 利用者側の利用環境等によらない理由により電子申請サービスが利用できなくなったと思われる場合には、当該利用者は東京都水道局ホームページに掲載する「お知らせ」（以下「お知らせ」という。）等にて不具合の内容、復旧予定時刻等の状況を確認することができます。お知らせ等にて状況が確認できない場合は、速やかに次条に定めるヘルプデスクへ御連絡いただくようお願いします。

（問合せ方法）

- 第7条 本システムの操作方法、技術的な不明事項等についての問合せは、東京都水道局が電子申請サービスの運用に当たって設置するヘルプデスクに、電話により行うものとします。
- 2 受付時間は、開庁日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。
  - 3 ヘルプデスクにおける問合せへの対応は、通常、電子申請サービス提供事業者（本システムの運用を委託された事業者。以下「サービス提供事業者」という。）が一括して受け付け、回答を行います。
  - 4 サービス提供事業者が回答できない問合せについては、サービス提供事業者から東京都水道局へ質問内容を正確に伝え、東京都水道局が回答するものとします。

（ログインID等）

- 第8条 利用者は、電子申請サービスを利用する場合には、東京都水道局が発行するIDを取得するものとします。
- 2 利用者は、自己の責任においてログインIDを厳重に管理するものとし、ログインIDの漏えいの可能性がある場合は、速やかに東京都水道局給水部給水課に失効手続を申請するものとします。失効手続が申請されなかった場合、東京都水道局では、漏えいしたログインIDにより行われた申請等の手続についても、全て当該利用者の意思によるものとみなします。
  - 3 ログインIDを必要とする手続においては、ログインIDが有効であることが必要です。申請行為の場合は、承認又は否認の決定がされるまでの申請期間中に利用者のログインIDが有効であることが必要ですので、申請期間中にログインIDが失効する場合は、有効なログインIDを取得の後、申請を行うものとします。
  - 4 利用者は、パスワードを6か月に1回以上更新するものとします。パスワードは、10桁以上20桁以内かつ英数記号を含むものとします。

（変更申請）

- 第9条 利用者は、ログインIDの発行時の会社名などに変更があった場合には、速やかに変更申請の手続を行うものとします。

（取り扱うことができる書類）

- 第10条 電子申請サービスで取扱うことができる書類は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 給水装置工事電子申請申込書
- (2) 指定給水装置工事事業者工事調書（新設・改造・撤去）
- (3) 給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届
- (4) 給水装置不使用兼撤去届
- (5) 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書
- (6) 給水工費清算還付金口座振込依頼書
- (7) 自己認証品使用報告書

（各種申請、受付締切時間等）

- 第11条 電子申請サービスを利用して給水装置工事に係る各種申請を行う場合、当日の申請受付締切時間は、午後17時15分とします。
- 2 電子申請サービスでは、受付締切時間までに申請書等の提出を完了する必要があります。提出の完了

は、電子申請サービス上の受付先東京都水道局管理領域へ、当該データの書き込みが完了したときとします。この際、利用者が利用する機器、回線等の不具合を原因とする場合だけでなく、電子申請サービス等の不具合が原因であっても、申請書等の提出が完了していないときは、当該申請書等の提出は無効となりますので、申請は時間に十分な余裕を持って行ってください。

- 3 電子申請サービスにより添付ファイルを送信する場合は、必ず事前にウィルスチェックを行ってください。ウィルスに感染した添付ファイルを送信した場合には、当該ファイルは無効となります。さらに、審査時にウィルス感染が発見された場合にも、当該申請は無効となる場合があります。

(申請に係る手数料)

第 12 条 電子申請サービスにより給水装置工事に係る各種申請を行う場合、申請後に東京都給水条例（昭和 33 年東京都条例第 41 号）第 29 条に規定する手数料を支払う必要があります。

- 2 前項に規定する手数料の支払は、東京都水道局が発行する納付書により行うものとします。

- 3 利用者は、正当な理由なく手数料を支払わない場合、電子申請サービスの利用の取消し等を受ける場合があります。

(申請先の東京都水道局からの通知等)

第 13 条 電子申請サービスによる申請について東京都水道局から利用者へ連絡・通知等を行う場合には、電子申請システム、電話等により連絡します。

(電子申請サービスの不具合時の影響)

第 14 条 電子申請サービスにおいて、システム等の不具合が発生した場合は、当該不具合発生時点から復旧する時点までに受け付けた申請は中断・中止（打ち切り）されることがあります。

(時刻)

第 15 条 電子申請サービス内の時刻は、総合行政ネットワーク（LGWAN）から取得し、定期的に補正します。

なお、基準となる総合行政ネットワーク（LGWAN）の時刻は日本標準時を取得し、定期的に補正されています。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 東京都水道局は、個人情報保護関連法令・例規等に基づき、個人情報の保護を行います。東京都水道局は、個人情報保護関連法令・例規等で定める場合を除き、個人情報の目的外利用を行うこと及びサービス提供事業者以外の第三者に個人情報を提供することは一切ありません。サービス提供事業者は、個人情報保護関連法令・例規等及び東京都水道局との委託契約において定める個人情報についての守秘義務等について遵守し、電子申請サービスの運用を行います。

- 2 利用者が電子申請サービスを利用して東京都水道局へ送信される個人情報又は東京都水道局から利用者へ送信する個人情報は、データの暗号化によって保護されます。
- 3 東京都水道局及びサービス提供事業者において、個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護関連法令・例規等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。

(免責事項)

第 17 条 東京都は、帰責事由がある場合を除き、利用者が電子申請サービスを利用したことにより発生した、利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。

- 2 東京都は、帰責事由がある場合を除き、電子申請サービス運用の停止、中止、中断等により発生した、利用者の損害について、一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第 18 条 東京都水道局は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 東京都水道局は、本規約の変更を行った場合には、遅滞なく東京都水道局ホームページ上に掲載するものとします。

3 本規約の変更後に、利用者が電子申請サービスを利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

(著作権)

第 19 条 電子申請サービスが利用者に対し提供するコンテンツ、図面等に係る著作権は、東京都に帰属するものであり、日本国の著作権関連法令等によって保護されています。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第 20 条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2 電子申請サービスの利用に関連して東京都と利用者との間に生ずる全ての訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、平成 26 年 1 月 6 日から施行します。

附 則 (一部改定)

本規約は、平成 29 年 3 月 21 日から施行します。

附 則 (一部改定)

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

附 則 (一部改定)

本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

附 則 (一部改定)

本規約は、令和 7 年 12 月 1 日から施行します。